

文書による



事前教示のご案内



名古屋税関 業務部

事前教示とは？

貨物を輸入する際、輸入申告に併せて、税関に関税の納税申告をする必要があります

事前教示とは、この納税申告に必要な、関税率表上の所属区分及び関税率（関税分類・原産地）、課税価格の計算方法（関税評価）等について、事前に税関に照会し、回答を受けておく制度です

原産国は？



材料はアメリカ製



タイ王国で製造

日・タイ EPA 特恵税率は使えるの？

税表番号(税番)、税率は？



税率は何%なの？



(※ 写真及びイラストはイメージです。)

課税価格は？



無償で原材料を提供

いくらで申告すればいいの？

事前教示にはこんなメリットが！

事前教示には、文書で照会し文書で回答を受ける方法と口頭で照会し口頭で回答を受ける方法がありますが、文書で回答を受けていけば、輸入の際、次のようなメリットがあります

- ☆ 文書での回答内容は、3年の間、日本全国の税関で尊重されます
- ☆ 事前に税率・課税価格がわかり、原価計算等に役立ちます
- ☆ 原産地の誤り等によるトラブルを回避できます
- ☆ ライセンスの取得等、必要な手続きを知ることができます
- ☆ 税関での審査時間が短縮され迅速に通関されます

手続きはどうすれば・・・？

「事前教示に関する照会書」(注)に必要事項を記載し、以下の資料等と併せて、下記【問い合わせ先】の担当部門に提出してください。

また、記載方法や必要な資料等のご案内をしておりますので、担当部門までお気軽にご相談ください

- ☆関税分類-貨物のサンプル、写真、原材料・加工工程のわかるもの等
- ☆原産地-加工工程、原材料の調達国(地域)のわかるもの等
- ☆関税評価-取引に関する契約書、仕入書等



【問い合わせ先】

名古屋税関 業務部

〒455-8535 名古屋市港区入船2-3-12 (地下鉄名古屋港駅下車)

関税分類については 関税鑑査官 052-654-4139
(関税鑑査官のEメールアドレスは、nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp)

原産地については 原産地調査官 052-654-4205

関税評価については 関税評価官 052-654-4158

その他税関手続き等については 税関相談官 052-654-4100

(注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) には「事前教示に関する照会書」(関税分類照会用(税関様式 C 第 1000 号)、原産地照会用(税関様式 C 第 1000 号-2)、関税評価照会用(税関様式 C 第 1000 号-6))等、関税制度に関する各種の様式を準備しています。

さらに、税関ホームページには関税に係る種々の制度についてさらに詳しい説明を準備しましたので、ご活用ください。